

令和7年度

松ノ木小いじめ防止基本方針

杉並区立松ノ木小学校

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

- 1 基本理念
- 2 いじめの定義
 - (1)いじめの定義
 - (2)具体的ないじめの態様
 - (3)いじめに対する教員の基本姿勢
 - (4)いじめに対して共通に認識し、意識しておきたいこと
- 3 いじめ防止のための組織

第2章 いじめの未然防止

- 1 基本的な考え方
- 2 いじめ防止のための手立て
 - (1)いじめについての共通理解
 - (2)いじめを生まない、いじめを許さない学校づくり
 - (3)教職員の指導上の留意事項

第3章 早期発見

- 1 基本的な考え方
- 2 いじめの早期発見のための手立て

第4章 早期対応及び重大事態への対応

- 1 いじめ発生時の早期対応の留意事項
- 2 重大事態への対応

第5章 組織対応の流れ

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その児童の将来にわたって内面を深く傷付けるものであり、児童の健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりすることは絶対に許されないという姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じる事が大切である。そのことが、いじめの発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人一人多様な個性をもつかけがえのない存在として尊重し、児童の人格の健やかな発達を支援するという児童観、教育観に立って指導を徹底することが重要となる。

本校では、思いやりあふれる学校を目指して、愛情・安全・安心・挨拶・感謝を大切にした教育活動を進めている。さらに、特色ある学校づくりの一環として、いのちの大切を学び考える教育活動に取り組み、生命尊重を柱とした人間形成教育を行っている。加えて、全ての児童の健全な成長のために人権教育を積極的に進めるとともに、いじめは重大な人権侵害事象であるという認識の基に、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（SNS等を通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「一定の人の間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級やクラブ活動の児童や塾やスポーツクラブ等、当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人間的関係を指す。

※「物理的な影響」とは身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

(2) 具体的ないじめの態様

- 理由もなく意地悪なことをされる。
- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。など

(3) いじめに対する教員の基本姿勢

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つこと。
- たとえいじめられても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察や記録するなどして確認すること。

(4) いじめに対して共通に認識し、意識しておきたいこと

- いじめはどの児童にも、どの学校にも起こりうるものである。
- いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- いじめはその行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題でもある。
- いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっていることもある。
- いじめは学校、家庭、地域社会等全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき課題である。
- いじめは解消後も再発する可能性があり少なくとも3か月程度は注視する必要がある。

3 いじめ防止のための組織

- (1) 名 称：「いじめ防止対策委員会」
- (2) 構成員：校長、副校長、教務主任、生活指導主任、関係教員、養護教諭、SC
※必要に応じてSSW（ソーシャルスクールワーカー）や弁護士、
警察経験者（スクールソポーター）、子ども家庭支援センター職員
等も加える。
- (3) 役割
 - ①学校いじめ防止基本方針の策定
 - ②いじめの未然防止
 - ③いじめの対応
 - ④教職員の資質向上のための校内研修
 - ⑤生活アンケート、ふれあい月間などの取組などの企画と実施
 - ⑥各取組の成果の検証
 - ⑦学校いじめ防止基本方針の見直し
 - ⑧緊急対応

第2章 いじめの未然防止

1 基本的考え方

いじめの未然防止にあたっては、人権に関する理解および人権感覚を育む学習活動を各教科、学年・学級活動、行事活動等それぞれの特質に応じ総合的に推進する必要がある。これらの活動を通して、児童が他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身に付け、対等で豊かな人間関係を築けるように、全教職員は目的意識をもって日々取り組み、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

2 いじめの未然防止のための手立て

(1) いじめについての共通理解

いじめの様態や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、職員会議や生活指導全体会、生活指導夕会で周知を図り、平素から教職員全体の共通理解を図る。また、児童に対しても朝の会や帰りの会或いは学級活動などで、適宜いじめの問題について触れ、「いじめは絶対に許されることではない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。

(2) いじめを生まない、いじめを許さない学校づくり

人権教育・学校行事の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育む機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな心を育て、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら解決していく力や自分の行動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

(3) 教職員の指導上の留意事項

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業について行けない焦りや劣等感などを生まないよう、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを進めていく。

また、学年・学級やクラブ活動等の人間関係を把握して、一人一人が活躍できる集団づくりを進めていく。ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、ストレスに適切に対処できる力を育む。

さらに、教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷付けたり、児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

(4) 配慮が必要な児童について

発達障害を含む障害のある児童や、海外から帰国した児童、外国人の児童、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童、震災等自然災害により被災した児童を含め、学校として特

に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行い、いじめの未然防止・早期発見に取り組む。

第3章 いじめの早期発見

1 基本的考え方

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われるという認識の上に立つ。たとえささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員での的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するよう努める。また、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。

2 いじめの早期発見のための手立て

- (1) 授業中はもちろん、清掃の時間、休み時間などの児童の様子に目を配る等、日々児童観察を行うことにより、いじめの早期発見に努める。また、定期的な生活アンケートやカウンセラーによる教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- (2) 保護者と情報を共有し合い、家庭と連携して児童を見守り、健やかな成長を支援していく。
- (3) 児童や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているか等、定期的に体制を点検し、カウンセラー、区の教育相談員の利用について広く周知させることにより、児童および保護者、教職員がいじめに関して相談できる体制を整備する。
- (4) 教育相談等で得た、児童の個人情報については、対外的な取り扱いの方針を明確にし、適切に扱うものとする。

第4章 早期対応及び重大事態への対応

1 いじめ発生時の早期対応の留意事項

- いじめを発見した場合に特定の教職員が一人で抱え込まないよう、速やかな組織対応をする。
- いじめられた児童及びいじめを知らせてきた児童の安全の確保をしっかりとする。
- いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保をする。
- 教育的配慮の下、毅然とした態度によるいじめた児童への指導を行う。
- いじめを見ていた児童が自分の問題として捉えられるようにする指導を行う。
- 保護者への支援・助言を行う。
- 保護者会の開催などによる保護者との情報共有をする。
- 関係機関、専門家等との相談・連携を図る。
- いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案についての警察との相談・連携を図る。

2 重大事態への対応

- いじめられた児童の安全の確保を最優先とする。
- いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を行う。
- 心のケアなども含めた対応について関係機関、専門家等との相談・連携を図る。
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については警察との連携を取りながら対応する。
- 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施又は教育委員会などが行う調査への協力をする。
- 重大事態発生についての教育委員会等へ報告する。
- 重大事態の調査結果についての調査（再調査）へ協力する。
- マスコミなどへの対応は窓口を一本化（管理職）して行う。
- 重大事態の調査結果については特段の支障がなければ保護者に公表する。

いじめ問題の発生

